

県税における eTAX(エルタックス)

法人の県民税・事業税・特別税の電子申告等をご利用ください！

eTAX とは

地方税の申告や納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスで、インターネットを通じて簡単にを行うことができるシステムです。

県税においてご利用いただける手続

電子申告	法人県民税・法人事業税・特別税、個人県民税（利子割、配当割、株式等譲渡所得割）、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、不動産取得税
電子申請・届出	法人設立・設置届、異動届出、申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認等の申請、申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出など
電子納税	【電子申告データと連動して納付する税目】 法人県民税・法人事業税・特別税、個人県民税（利子割、配当割、株式等譲渡所得割）、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税 【納付金額を直接入力し納付する税目】 法人県民税・法人事業税・特別税の見込納付・みなし納付
	地方税お支払サイト 全税目（ただし、QRコード（eL-QR）が印刷されている納付書が発行された税、又は、電子申告が可能な税に限る）

電子申告等の義務化

令和2年4月1日以後開始事業年度から eTAX による提出が義務化

次の法人が行う法人住民税・事業税等の申告は、eTAX による提出が義務化されました。

資本金が1億円超の法人、相互会社、投資法人、特定目的会社

令和3年1月提出分から eTAX による提出義務基準を引き下げ

eTAX または光ディスク等による給与支払報告書または公的年金等支払報告書の提出義務基準が、引き下げられました。

前々年に税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数について

（改正前）1,000 枚以上 → （改正後）100 枚以上

令和9年1月提出分から e-Tax(国税電子申告・納税システム)等による提出義務基準を引き下げ

e-Tax 等による法定調書の提出義務基準が、引き下げられました。

令和7年度中に税務署へ提出すべき法定調書の枚数について

（改正前）100 枚以上 → （改正後）30 枚以上

◇利用方法等の詳しい情報は、eTAX ホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

スマートフォンからもご覧いただけます※。

※利用届出等の手続、お問合せフォームやアンケートのご利用はできません。



エルタックス



◇電話によるお問い合わせ

eTAX ヘルプデスク（受付時間：9 時～17 時（土日祝日、年末年始を除く））

電話番号：0570-081459（左記電話番号でつながらない場合：03-6745-0720）